○佐久市野生鳥獣被害対策事業補助金交付要綱

平成20年12月19日告示第128号

改正

平成22年３月29日告示第67号

平成27年５月21日告示第80号

佐久市野生鳥獣被害対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市長が適当と認める者（団体を含む。以下「対象者」という。）が行う野生鳥獣被害対策事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の対象となる事業の種類、経費、補助率等）

第２条　補助金の対象となる事業の種類、経費、補助率等は、別表のとおりとする。

（事業実施計画書の承認の申請）

第３条　対象者は、事業を実施しようとするときは、あらかじめ佐久市野生鳥獣被害対策事業実施計画承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付申請書の様式等）

第４条　規則第３条に規定する補助金等交付申請書は、佐久市野生鳥獣被害対策事業補助金交付申請書（様式第２号。以下「補助金交付申請書」という。）によるものとする。

２　前項に規定する書類の提出期限は、市長が指定する。

（事業の内容の変更等）

第５条　補助金の交付の決定を受けた対象者は、事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

２　前項に規定する承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(１)　事業の内容を変更しようとするとき　佐久市野生鳥獣被害対策事業変更承認申請書（様式第３号）

(２)　事業を中止し、又は廃止しようとするとき　佐久市野生鳥獣被害対策事業中止・廃止承認申請書（様式第４号）

（実績報告書の様式等）

第６条　規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市野生鳥獣被害対策事業実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）によるものとする。

２　実績報告書は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の３月31日までに提出しなければならない。

（補助金交付請求書の様式）

第７条　規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市野生鳥獣被害対策事業補助金交付請求書（様式第６号）によるものとする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年度の対象事業から適用する。

附　則（平成22年３月29日告示第67号）

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成27年５月21日告示第80号）

この要綱は、平成27年５月29日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の内容・対象者・採択基準・対象経費 | 補助率 |
| 緩衝帯整備事業 | 野生鳥獣総合管理対策事業補助金交付要綱（平成16年長野県告示第445号）及び野生鳥獣総合管理対策事業実施要領（平成16年７月20日付け長野県通知）（以下この表において「野生鳥獣総合管理対策事業要綱等」という。）の例による。 | 野生鳥獣総合管理対策事業要綱等に定める標準経費の10分の２以内 |
| 新規狩猟免許取得補助事業 | 佐久市に住所を有し、市税等の滞納がない者であって、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、有害鳥獣駆除事業に従事することを条件として、新たに狩猟免許を取得した者の長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第２号）に定める狩猟免許の申請に対する審査に必要な経費 | 長野県手数料徴収条例に定める額 |
| 猟銃又は空気銃の新規所持許可取得補助事業 | 佐久市に住所を有し、市税等の滞納がない者であって、国の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）に基づき、有害鳥獣駆除事業に従事することを条件として、新たに猟銃又は空気銃を所持した者の所持許可の取得に対し、必要となった長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める講習会等の受講に必要な経費 | 長野県警察関係許可等手数料徴収条例に定める額 |